

第 26 回おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議
議事録要旨

令和 7 年 2 月 18 日(火) 午前 10 時～11 時 30 分
会場 消費者生活センター大集会室

[配布資料]

- ・別紙 1 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針の改定について
- ・別紙 2 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針等についての申し送り
- ・第 5 期おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議委員 名簿
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり庁内推進委員会委員 名簿
- ・おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議設置要綱
- ・大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針

[出席者]

(区民推進会議委員) 17 名

東洋大学人間科学総合研究所客員研究員 川内委員/NPO 法人大身連 宮澤委員
/東京大学大学院工学系研究科准教授 松田委員/大田区精神障がい者家族連絡会
(代理) 福田委員/大森駅東地区近代化協議会 加藤委員/大田区自治会連合会
小山委員/特定非営利活動法人ジェンダー平等Labota 坂倉委員/日本・ネパール
協力会 小林委員/大田区私立保育園連合会 三浦委員/大田観光協会 吉野委員
/ (私立) 羽田国際高等学校 館山委員/東日本旅客鉄道株式会社 松本委員/京
浜急行電鉄株式会社 森田委員/東急電鉄株式会社 (代理) 秋間委員/公募 川
端委員/公募 向井委員/公募 加藤委員

(庁内推進委員等) 14 名

福祉部長/施設保全課長・施設調整担当課長 (代理) /人権・男女平等推進課長/
国際都市・多文化共生推進課長/福祉管理課長/高齢福祉課長/障害福祉課長/障
がい者総合サポートセンター次長/子育て支援課長 (代理) /まちづくり計画調整
担当課長 (代理) /住宅担当課長/鉄道・都市づくり課長/空港まちづくり課長/
都市基盤管理課長 (代理) /指導課統括指導主事

(事務局)

福祉部副参事 (地域共生推進担当) /福祉管理課調整担当係長/福祉管理課調整担
当職員

[次第]

1 開会

2 あいさつ

おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議会長 川内 美彦

3 議事

- (1) 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針の改定について【別紙 1】
- (2) 次期委員への申し送り書について【別紙 2】

会長

では次第に沿って進めたいと思います。

まず、次第の3の議事(1)大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針の改定について、事務局より説明をお願いします。

福祉部副参事（地域共生推進担当）

－事務局より説明－

大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針の改定について【別紙1】

会長

今のご説明について、主にスケジュールや、次の基本方針に向けた考え方、大まかな骨組みなどが説明されたと思いますが、何かご質問、ご意見ありましたら、挙手をお願いします。

委員

基本方針をこれから改定していくことについてご説明がありましたが、この章立てについてはもう決定していて、変える余地はないのでしょうか。大きく変えたいものがあるわけではないのですが、第2章の現状と課題について、課題があつてそこに何か対処していくための基本方針のような構成に見えます。先ほどの資料で、多様化が進んだという課題があるから改定していくというような資料になっていましたが、多様化が進むことは良いことだと思うので、課題に向かっての対症療法というより、より良い目指すべき姿に向かって進んでいくというような構造が良いと思います。そのような構造にしていくような余地は、あるのでしょうか。

2点目は、令和7年度に調査が行われるということで、私たちもこの会議で調査票の内容は検討するとありますが、例えばこのサンプリングをどうするかとか、データ分析等も含めてこの会議で検討する予定があるのでしょうか。

会長

ありがとうございました。今の2点について区のほうからご回答いただけますか。

福祉部副参事（地域共生推進担当）

章立ても含めまして、今度の改定につきましては皆様方とお話し合いをしながら進めて参ります。また、具体的に多様化というようにお話出ましたけども、調査して見えてくる課題というものもあろうかと思しますので、それにつきましては、1つ1つ、この会議に諮って、皆様と一緒に方向性含め考えて参ります。

2つ目について、分析についても調査同様、この会議で原案をお示しさせていただくことになるとは思いますが、その中身について、一緒に精査、吟味して参りたいと思います。

基本方針の章立て等について、今後変える余地はあります。

会長

これからの議論で良いと思いますが、例えばこの資料の第2章が「現状と課題」になっています。それを「現状と課題と方向性」にするとか、或いは第3章に基本的方向というがあるのでその中に「現状の分析から見えていた方向性」を入れていくというような、課題解決だけではなく、将来像を目指したものをに入れていくということを書き込むとか。そうい

う考え方があろうかと思います。これは、今後少なくとも1年は、議論の余地がありそうなので、その中でやれていけたらと思います。

それから調査について、資料にスケジュールが書いてありますが、この会議は何回ぐらい開こう、あるいはどの時期に開こうというようなお考えはありますか。

福祉部副参事（地域共生推進担当）

来年度につきましては3回開催させていただく予定でございます。時期的には、まだはっきり決まってございませんが、夏、秋、年が変わって1回実施することになろうかと思えます。

会長

資料には8月の終わりぐらいまでが準備期間とありますので、この中では少なくとも1回は会議を開いて、調査内容等について委員のお目通し、あるいはその修正というのをお願いしたいというところです。

福祉部副参事（地域共生推進担当）

基本方針の章立てにつきまして、第4章については、新しい基本方針から外させていただきたいと考えています。今の第4章の内容は、まさにアクションプランに該当いたしますので、事務局としては基本方針と分ける方向で考えております。

会長

現在の基本方針は、第5章までの章立てになっていますが、4章を外したい。これがアクションプランに入っていくものだからというお話です。

その基本方針とアクションプランの役割分担というのを、庁内ではしっかり持たれている。きちんとそれを理解できるような、整理をしていただきまして、その資料をいただければと思います。

他に何かご意見ご質問ありますか。

委員

大田区のUDのまちづくりというのは、福祉部に置かれていますが、他の自治体等とはちょっと違うというか、ソフト中心にやられているというイメージを持っています。世田谷区は、まちづくりや都市計画の部署が、主管でやられていたと思います。

そこで質問ですが、本日庁内の部署の方々を見ると、ハードの部門も含めて、大田区全体で取り組もうという姿勢がすごく感じられたのですが、ちょっと疑問なのは主管部門が福祉部という形で置かれているというところです。私のイメージは人権・男女平等推進課と同じで総務部的なところで、大田区全体を所管する部署でやられてもいいのかなと思っています。

大田区自体は今後とも、人を中心としたまちづくりを目指そうということで、主管部署は福祉部に置いていこうと考えられているのか、今日の本題とはちょっと違いますが、区民の目線から見て知りたかったので質問させていただきました。

福祉部副参事（地域共生推進担当）

庁内推進委員の構成につきましては、委員長は福祉部長が担っておりますが、副委員長はまちづくり推進部から選出しております。

また今回から、人権・男女平等推進課長にも、オブザーバーとして参加いただいています。来年度からは庁内委員に就任していただく方向性で検討を進めているところでございますので、全庁的に各部局が連携して取り組んでいるところです。

会長

部署的に全体を見る部署ではなく、福祉の部署が主管されるということを継続されるということでよろしいですね。

このバリアフリーとかユニバーサルデザインの分野というのは、福祉のまちづくりと言われていています。この考え方が始まったときに、行政の中でも福祉の部局が受け持った自治体が結構多いです。それで一旦担当部署が決まり、そのままきいているということですが、おっしゃるように、ハードとソフトというのを別々に考えるのではなくて一緒に考えなくちゃいけないというのがあるので、この推進会議の組織立ても今ご説明があったように、そのハードの組織とソフトの組織が一緒になって取り組んでいるということですよ。

委員

ユニバーサルデザインのまちづくりというのは、本当は、「みんな」「ダイバーシティ」「インクルージョン」であって、必ずしも福祉ではないのに、委員のご指摘のように福祉部が請け負っている。それ自体は構わないのですが、色がだんだん福祉の方に行っているように見えるところがあって、ちょっともったいないなと思っています。

例えば大田区のホームページでも、いつからか、「ユニバーサルデザインのまちづくり」の文字が「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり」に変わっていて、福祉になっている。

ユニバーサルデザインのまちづくり関係で作っている冊子も、障がい紹介として障がいや人をきっちり区分けして示しているものが多く、何かもったいないなと思っています。

最近、人権・男女平等関係の部署が作っていた冊子には、いろんな人いますよね、ダイバーシティですよ、という内容で、こちらの方がユニバーサルデザインだなと思いました。

会長

非常に良いポイントだろうと思います。日本ではこの分野はなぜか福祉の分野にずっと分類されてきました。だから簡単に「福祉のまちづくり」という名前をつけてしまったのだろうと思っています。

ただ、ユニバーサルデザインというものは、もともとは車椅子使用者である人物から発案されたものです。それから、社会を変えていくのに、一番社会にあるものを使えない人たちに焦点をあてる必要があるかという考え方から、その代表として障害というものがあります。そのため、ユニバーサルデザインイコール障がいというイメージがすごく強いのは確かです。そのため行政も、福祉の部局が担っている。

弱者救済というか、社会の網から漏れ落ちた人たちをどう救うかという福祉もあるし、well-beingという人々がいかに幸せに暮らすかというような考え方の福祉もあります。全部をまとめて考えなくてはいけないということになるだろうと思いますので、おっしゃるように今までの弱者救済的な発想で役所の組織がつくられてきていたとしたら、それではカバーしきれない分野は当然あるわけです。

行政のほうも、地域共生社会という担当部署をつくって対応してきているわけですが、その辺については今後の会議の中でぜひ強調していただければと思います。では、次に進めたいと思います。

次第の3(2)次期委員への申し送り書について、事務局より説明をお願いします。

福祉部副参事（地域共生推進担当）

－事務局より説明－

次期委員への申し送り書について【別紙2】

会長

皆さん、申し送り書の内容について、今までも何回かご覧になっていると思います。今回、資料の少し黒くカバーされた部分が新しく加えられたということです。

最初に、男女共用トイレについて少し議論を深めないといけないかなと思います。実は男女共用トイレに係るご意見は、委員から出されています。私の印象では、男女共用トイレがどのようなものかについて、各委員のイメージが違っていると思います。そのイメージの違いをすり合わせるために、委員がお考えの男女共用トイレについて教えてください。

委員

男女共用トイレについて他の委員からご意見いただいた点と、会長にご指摘いただいたことについて、少し補足で申し上げたいと思います。

私のイメージとしましては、異性介助が可能なトイレというニーズが一番高く、それに対応するトイレが必要だろうと考えております。これがどういう場面で発生するかというと、幾つかの場面が考えられますが、知的障害のお子さんがいらっしゃる親が、異性のお子さんを介助するためのトイレがないというご意見をよく伺います。あるいは、高齢のご夫婦で、ご夫婦間でトイレ介助が発生する場合、このような場合も異性介助ということになります。公共の施設などで、男女が一緒に入れるトイレがない中で、行ける場所が限られてしまうという声が多くありまして、新国立競技場を建設する際にもこういう意見がかなり出ました。そこで異性介助も可能な男女共用トイレをつくろうということで、多くの取り組みがされています。

バリアフリー法のガイドライン、建築設計標準にはこのような説明があります。視覚、知的、発達障害等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助、並びに性的マイノリティの利用による男女共用の便房設置に対するニーズも高まっており、介護者等の実態に即した便房の設置が求められている。

このようなトイレがあれば、性的マイノリティのニーズにも対応できる可能性があるという意味で非常に重要なトイレではないかと思っております。

そのトイレをどれくらい設置するべきか、設置のイメージですけれども、車椅子利用者用便房ぐらゐの数があるといいのではないかと思っております。以前は車椅子利用者用トイレを建物に1個以上となっていましたけれども、現在はある程度の広さがある場合、各フロアに1ヶ所設置することになっております。男女で使えるトイレもそのくらいあると便利なのではないかと思っております。

会長

今、委員がおっしゃった便房というのは、個室のことですね。便所というのは、男子用トイレ・女子用トイレ・車椅子用トイレそれぞれの場所を便所といいます。その中の個室のことを便房といい、今の委員のご説明のように異性介助を想定しているため、建築設計標準では、2人は入れるくらい広く、普通の便房の倍ぐらゐの広さで、車椅子用便房よりはちょっと小さめというようなイメージを持っています。

問題は、車椅子対応トイレについては、委員がおっしゃったように、今までは、建物の中

に1個以上だったのが、これから各階に原則として1個以上になります。オストメイトについては、相変わらず、1つの建物に1個です。ですから、車椅子対応トイレの中に必ずオストメイトの器具があるということではない、ということになります。

それからもう1つは、この男女共用トイレについて、法律の中では何も言っていません。建築設計標準の中でだけ言っています。このトイレは、面積が普通の便房よりも大きいです。トイレというのは建築の設計の中で大抵一番最後になるので、面積がすごく限られた中で決められた数を作らなくちゃいけないというのがあります。また、この男女共用トイレというのは法律にはないので、つくらなくても許可はおりる。ということで、なかなかつくられないというような可能性がある。

一方で去年、歌舞伎町タワーで男女共用トイレというのが打ち出されて、インターネットでたたかれ、閉鎖したというようなことが起こりました。あの男女共用トイレというのは、ただ単に、男性、女性とおんなじサイズのブースを、男性エリア女性エリアの真ん中に、いくつか共用トイレエリアをつくっただけです。それは異性介助を想定したものではないです。委員がおっしゃっている、男女共用トイレと世間一般で言われている男女共用トイレ。あるいはオールジェンダートイレというものは、ちょっとイメージが違います。その辺が誤解のもとだろうと思います。

そのため、この申し送り書で、男女共用トイレというのだけをぼんと出すのではなく、例えば異性介助が可能な男女共用トイレとか、建築設計標準に述べている男女共用トイレというふうな注釈をつけることで、誤解を防ぐというのが1つの考え方ではないかと思えます。

これについて、委員はどう受けとめられましたか。

委員

今のご説明を伺って、異性介助のトイレは必要だよなどは思います。

一方でこの男女共用トイレについて、性的なトラブルが増えることを危惧している人、過去に性被害にあった人がこの存在によって生活が脅かされる不安が増えることになるのが、大きな問題となっているところだと思います。異性介助も必要な一方で、性的被害の不安が増える。安心安全が脅かされる。それをどうしていくかということも、議論できれば良いと思いますし、委員の現状のお考えもお伺いできればと思います。

会長

ちょっとわかりにくいのですが、男女共用トイレが増えたら性的マイノリティの方も使えるようになるのに、なぜ不安が増えるのかということについてご説明いただけますか。

委員

性被害を受けている方にとって、男女共用トイレがあることで、そこを悪用する人もいるという不安。そこに、異性介助のふりをして連れ込まれることの不安。

あと、過去に性被害にあった方が、男女共用トイレの存在だけでフラッシュバックをしてとても苦しい、怖いという方もいらっしゃると思います。公共の場で、このような個室の見えないところに男女で入ることができる場所が増えることの危険ですかね。

性的な被害を受けている方は、世間が思っている以上に多く、NHKの調査では女性の過半数の方が被害に遭ったことがあるというデータもあったと思います(後日訂正:NHKのアンケート調査では、性被害に遭った人の過半数がPTSD-心的外傷ストレス障害相当の深刻な症状があるというデータでした)。女性に限らず、男性被害もありますけれど、性

的被害で苦しんでいる方というのは多くいらっしゃるという前提での話です。その上で、男女共用トイレに対する恐怖というのは、多くの方が持っているという認識でいます。

会長

先日、フェイスブックに載せた話ですが、電車の中で小学校五、六年生の男の子が、暇そうにしていたのです。私は「これから塾なの？」と声をかけて、その男の子は驚いたりする様子もなくただ私の発言を無視しました。今の子どもは、人を見れば悪人と思う、という教育を受けているので、それはそれで良いのですけれども。

性被害を受けたことのある人にとって、そうやって大人から声をかけられること自体が、ものすごい恐怖なのだ、というようなことを言われました。

おっしゃるように、被害を受けた女性は非常に多いです。子どものときから大人になるまでずっと足していくと、被害を受けた女性は非常に多いので、実は個人的には、この男女共用トイレについて私は反対していますけども、今の委員のご説明を聞かれて委員のお考えをお聞かせいただければと思います。

委員

なかなか難しいご指摘かつ、大事な指摘だなと思います。

男女共用トイレというものがイメージさせるものに、すでに恐怖感があるのだとすれば、おそらくこの男女共用トイレという用語ではない用語を使うというのが第1かと思っております。異性介助が可能なトイレというふうに読みかえてもいいかもしれません。

次に、安全をどう確保するかということは、これは多分建築の計画の問題です。一番大事なのは、誰からも見えやすいところにつくるとというのが基本かと思っています。これはトイレの一般的な作り方を異なります。トイレというところは、なるべく入るのを見られたくないというような作り方をするため、どうしても入口が見えづらくなる。あるいは見えないように、あえて作っている。ただ、男女共用トイレであったり、車椅子使用者トイレにもいえることですけれども、そういう場所というのはなるべく目のつきやすいところにするというような、作り方の問題になるのかなと思っています。

ただ、実際、外出ができない方たちのことを考えると、男女で使える、異性介助が可能なトイレというものをふやしていくべきだと思います。表現の問題と、実際にどうするか。この問題を工夫していくようなことを、おそらくこの会議ですとか、あるいはアクションプランの中で提案していくことがいいのではないかとこのように私は感じました。

会長

現在、車椅子使用者用トイレに、おむつ替えやオストメイトの機能を追加していますが、それらの機能を車椅子使用者用トイレから出して、一般のトイレの中に入れていこうということを建築設計標準では推し進めています。これを、トイレの機能分散というふうに言いますが、正直私は反対しています。男女共用トイレについて、例えばトランスジェンダーの方が男女共用トイレなら使えるからいいじゃないかという話が当然あるわけですけれども。実は、トランスジェンダーの方々の中には世の中の差別を恐れて、自分がトランスジェンダーということを知られたくないという人が非常に多い。その人たちが、一般のトイレがあるのに、男女共用トイレに入っていることを知られると、トランスジェンダーであると思われる。そういうことをすごく恐れていて逆に使えるトイレがなくなる。

一方、今までの車椅子対応トイレだと、いろんな人が使っています。それが問題の1つでもあります。車椅子対応トイレじゃなくてもいい人もどんどん使っている。そのため、ト

ランスジェンダーの人もそこに紛れて使うことができた。

車椅子対応トイレは車椅子使用者用便房というように、車椅子使用者に絞り込みましょうというのが今の動きです。そうすると、車椅子使用者でないランスジェンダーの方は行く場所がなくなります。という問題があるので、ちょっと考えなくちゃいけないなど。

異性介助については、今までは多機能トイレで行っていました。それを男女共用トイレのほうに持っていきましようということが基本的な考え方です。果たしてそのように「この人用のトイレ」という形で作っていくことで、それでは使い切れない・使うのにとっても困る人が反面いるということに対して、どう配慮していくかということになります。

この問題の発端は、実は車椅子使用者にあります。車椅子使用者が、車椅子使用トイレから、外見上必要とは思えない人が出てきたときに、「何でそこを使うのか」と批判したり、冷たい目で見たりということがあります。私の知っている、重度な障害のあるお子さんを連れた親御さんは、車いす対応トイレで介助して出てくると、車椅子使用者がすごく冷淡に見ている、あるいは「何でそこを使うのか」というふうに批判する。というふうなことが起きています。このように車椅子使用者からトイレが使えないという不満が出てきたために、機能分散しましようという話になっている。

ところが私の調査だと、機能分散して、おむつ替えとオストメイトの機能を外に出しても、車椅子対応トイレの利用者の1割に満たないのです。だからその人たちを外に出したところで今の問題が解決するわけではなく、一番の問題は、車椅子対応トイレの量をふやす。車椅子対応トイレの量をふやすという今回の政令の改正で、少し変わってくるかなと思います。車椅子使用者の「自分たち以外の人をあそこに使わせるな」という、非常に了見の狭い考え方というのを変えてもらわない限り、誰かの専用トイレをつくり続けても、解決しない問題だろうというふうに思っています。

そのため、異性介助ができるトイレについて、その場として男女共用トイレが必要なのかあるいは車椅子対応トイレの充実で考えていくのか、ということは、今後の議論をやっていけばいいと思いますし、考える余地があるかなと思います。

基本的にいえるのは、この人たちにはこのトイレ、この人たちにはこのトイレという作り方というのでは、逆に、そこが使えない人が生まれてしまうということです。いろんな人が使えますよというのは、東京都は「誰でもトイレ」という形で車椅子対応トイレを展開してきましたが、現在は誰でもトイレという名称も使わなくなっています。

これからは車椅子使用者用トイレという形になっていきますけれども、そのような流れが果たしていいのかというようなどの議論もあるだろうというふうに思います。

今までの意見について、他にご意見あればご発言ください。

委員

これまでのトイレのお話は、とても深い話だなと思っています。

車椅子使用者用トイレについて、着替えをしていたであろう女性が出てこられたり、今必要って言えないであろう人が出てこられたり、よく見かけます。こちらとしてはもうぎりぎり、1個しかないのやと探して行けたけれども、そういう状況なので、漏らしてしまう車椅子使用者も実際います。

性被害の話も、すごくよくわかります。ただ、どのトイレも、車椅子使用者トイレも性被害があると思う。男女共用トイレをつくって性被害を受ける場所が増える可能性もあるっていうふうに思う方もたくさんいらっしゃる。

異性介助も、私の周りでも多くて、トイレに入れないうって話をよく聞きます。でも今、お話を聞いて、各階に車椅子使用者用トイレができると聞いて、ああよかったなど。これで少

し生活しやすくなる人が、外に出ることができる人が増えるかなと思います。

「男女共同」というネーミングがちょっとあれかな、と思いました。違う形で、少し広目なお手洗いがあると、本当に、便利になる人が、増えるのではないかなと個人的には思います。

会長

メーカーによっては、男女共用トイレと言わずに、広めトイレというふうな形をしているところもあります。

福祉部長

自分は、この男女用トイレという言葉を見てイメージしたのが、狭い居酒屋さんで、男性・女性の両方の青と赤のマークがあるトイレです。そんなイメージを勝手に持っていました。でも今日の委員のご説明で、異性介助が対応可能なトイレというご説明ですとんと落ち理解することがようやくできました。本当に恥ずかしい限りです。

実は私自身も、つい1週間前に駅ビルのトイレで、まさにその場面に遭遇しました。高齢ご夫婦の男性の方が、高齢の奥様を車椅子で押して、男性トイレに行かれるときに、お手伝いしましょうかと声かけたところ、大丈夫ですよということでした。やはりそういう需要が本当に増えていること、まさについ先日実感したところです。

それで、もしよろしければ、高齢者の方だけでなく、若者の現状といえますか、本日ご出席いただいております委員の方に教育現場での状況を伺ってもよろしいでしょうか。

委員

本校にはオールジェンダートイレという、数として1ヶ所に3つほど設置しています。異性介助ではなく、目的としてはトランスジェンダーの生徒が使用できるようなトイレとして設置しています。

設置にあたって学校でも、トランスジェンダーの子が逆に使用を避けてしまうことや、男女のトラブル等があるのではないかと考えていましたが、現在、特に問題なく、生徒たちは他のトイレと差なくですね使用しているという現状があります。

もちろん玄関に近いところに設置しておりますので、目が届きやすいところにあり、警備さんや用務さんに定期的に見回ってもらっているというところで、そういった被害は起きておりません。

福祉部長

ありがとうございます。

もう1つ、補足だけさせていただきます。先ほど、ベビーベッドだけでなく、大人用の介助ベッドの件のお話がありました。これについて、区としても若干情報提供のやり方を改善したところがございますので、担当から情報提供させていただきます。

福祉管理課調整担当係長

今年度から区のホームページで、バリアフリートイレがある施設の中で、大人用の介助用ベッドがあるところ、オストメイトが対応できるところ、車椅子用のトイレがあるところというのを一覧とマップにしています。さらに、以前からありますおでかけマップにも同様に、そのマークを選択することで、この施設にありますよというのをご案内できるようになっています。

会長

非常にきめ細やかな情報提供をされていると思います。東京都もユニバーサルデザインナビというホームページを持っていて、その中にトイレマップもありますが、細かい情報が提供されていないものもあるので、今の大田区の取り組みというのは、とてもいいことではないかなというふうに思います。

私どもの調査だと、実は最近わかってきたことは、外見で見たら何ともないような、前立腺の手術とか大腸の手術なんかをして便漏れ尿漏れを起こしている人たちが、車椅子使用者のトイレでおむつや尿取りパッドを着替えたりしている。

それから、糖尿病でインシュリンの注射が必要な人たちが、車椅子使用者のトイレを使っているというようなことがわかっています。その外見からは見えない、わからないけれども、そのトイレが必要な人ってすごいです。

そこで、私のご提案ですが別紙2の5ページの「男女共用トイレの設置など」と書いてあるのを、例えば、「異性介助、性的マイノリティ、外見ではわからない人たちのトイレニーズを配慮したトイレの設置」などとし、それが男女共用トイレという今の建築設計標準で言っている形になるのか、車椅子対応トイレの多機能トイレでいいじゃないかというのはこれからの議論と思っています。

申し送り書にはもう少し細かく、ここは注釈を入れたほうがいいのではないかなというふうに思いますが、よろしければ私のほうにお任せいただけませんか。それで区と相談して、すべてを列挙することは私たちが知らないニーズの方もいらっしゃるので無理なのですが、今までの私の調査と今日の議論の中でわかってきたことも含めて、できるだけここに、トイレというものについての内容について、誤解の生じないような文言を入れたいと思いますが、それでよろしいですか。

大きくうなずいていただきました。他に何かありますでしょうか。すみません、意見があればメールなどで事務局に寄せてもいいですか。

福祉部副参事(地域共生推進担当)

原則、今日の会議で終了ですが、来年度に新たな事項を付け加えていくことは可能です。

会長

この申し送り書は申し送り書として、その追加の議論を阻むものではないということですね。ただ、申し送り書について意見を言うのは今が一番いいタイミングだと思いますので、他の委員も何かあればおっしゃってください。よろしいですか。

それでは、今事務局からもあったように、こちらにある申し送り書を最終版として、一応この会議での、合意事項というふうにしてよろしいですかね。

これから先の基本方針の改定作業の中で、追加の議論や修正の議論というのを阻むものではないということで、進めたいと思います。

では皆さん、特にご異論もないようなので、申し送り書について、第5期区民推進会議、委員の総意として、第6期区民推進会議委員に申し送りたいと思います。

なお、申し送り書は次期委員が基本方針やアクションプランを検討する際に参考にしてもらうものであり、申し送り書の内容を必ず計画に反映させるものではありません。あらかじめご承知おきください、という注釈がついています。絶対なものではないよと。とはいえ、委員の総意としてつくった以上、尊重するよということだろうと思います。

それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、次第の 4 その他の連絡事項について、事務局より説明をお願いします。

福祉部副参事(地域共生推進担当)

次回の推進会議のお知らせになります。次回の推進会議は、年度が変わりまして、7月ごろを予定しております。日時会場の詳細が決まり次第、またお知らせさせていただきます。以上です。

会長

今日の議題の中で、または議題以外のことで、何か言っておきたいということがありますでしょうか。

委員

毎回私の方からお願いしているエスカレーターのことです。エスカレーターで、この間もすごく危ないところを見ました。

雨の降っているときに、その方は傘と杖を持っていました。そのため、左手でつかまることができなくて、右側でこういう持ち方をしていました。そうすると、横を走って通る方がいて、とても危なくて、「私うしろの方から押さえさせていただきますね」って言いました。あれだけ隣に大きな階段があって、エレベーターもありますよね。

私はこの会議に出て、何回かお願いして、1つとして解決しておりませんが。そのことについて、会長や皆さん、どのようにお考えでしょうか。どちらが責任あるのかわからないのですが、どちらに責任があるのでしょうか。

福祉部副参事(地域共生推進担当)

JR 東日本様で、毎年キャンペーンをやっていると思いますが、もし、ご存じでしたらご紹介いただけるとありがたいです。

委員

今、弊社で取り組んでいるというよりも、鉄道事業者各種各社にご協力いただきまして、エスカレーターを止まって乗ろうキャンペーンというのは、開催させていただいています。委員の方にも、駅前で運動していただいているところですよ。

我々としては、危ないときはお客様にお声かけはさせていただきますけれども、キャンペーン等を通じて利用していただいている方に啓発、啓蒙活動していくといったところに取り組んでいるところでございます。

その他の対策と言われると、ちょっとこの場でお答えしづらいというのが現状でございます。

委員

検討はしていただいているということですか。

委員

検討しているというよりも、そういう取り組みをさせていただいているところで、この問題は、駅のエスカレーターだけの問題ではないのではないかとというのが私たちとしての思いです。

会長

この問題は委員も大田区で活動されていましたが、問題意識としては皆さん持っていると思います。

みんなおかしいと思っているけど、何となく空気に従っているというのがあって、これは意識の変化なので少し時間がかかるかもしれません。

しかしJR各社や他の鉄道会社もそういうキャンペーンをやっているところがありますし、少し、様子を待たないといけないかなという感じはします。

団体の活動だけでは弱かったところもあるので、区を挙げてそういう雰囲気醸成というのにも必要なというふうには思います。この辺は区のほうでも、少しご検討いただければと。

委員

一つ言い残したことがありました。この機に期待したいのが、子育て世帯にも、ユニバーサルデザインのまちづくりの中で障壁が結構あります。トイレに関して、子育てならではの悩みもたくさんあります。いろんな困難があるということを一言触れておきたい、と思い挙手しました。

あと、このエスカレーターの件について、何が問題なのかというところをクリアにさせていただいたほうがいいかなと思っています。「歩くな。」というよりは「なぜ歩いてはいけないのか」、エスカレーターが傷むからなのか、危険だからなのかところを、きちんとメッセージを届けた方が伝わりやすいかなと思います。危ないからであれば、危なくないように気を付けて通らましようという言い方もできますし、通ること自体が問題ではなくて周りを見てないから問題だということであればそれに対して対策ができるかなと思います。

一番の問題は何なのかということクリアしていただければ、届きやすい方もいるかなと思います。

委員

急ぐ方は階段を走ればいいのかではないでしょうか。駆け上がればできますでしょう。だから、エスカレーターはあくまでも、立って、乗る。走らないということが私のいつも心に引っかかっています。

あと高齢者の時代でございますので、杖を持ってらっしゃる方がたくさんいます。そのときに、傘を持っていて、何か事故が起きてからって私は遅いと思います。ですから、なるべく、会長のおっしゃったように今検討していくかもしれませんが、考えていただきながら、いい方向に持って行っていただきたいというのが私の気持ちです。

会長

エスカレーターで片側をあけるとするのは、逆に言うと美德だった時代もあったわけです。だけどそれでは、合わなくなってきたわけです。そのためいろんなキャンペーンの中で、委員がおっしゃったように、なぜこれがだめなのかということをお納得してもらおう。ただ、だめですよというのではなくて、どういう場合、どういう使い方をすればいいのかというのを納得してもらおうというような、キャンペーンの方向というの、少し考えなくちゃいけないということだろうと思います。

これで締めようと思いますが皆さんよろしいですか。はい、それでは事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。

福祉部副参事(地域共生推進担当)

会長ありがとうございました。

本日の議事を中心となりました基本方針の改定につきましては、委員の皆様にご協力いただきながら、進めて参りたいと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして第26回おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。